

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平泉町は、児童手当・特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・ 当町では、平泉町個人情報保護条例及び平泉町情報セキュリティ基本方針により、個人情報の保護及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・ 個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に個人情報の保護に関する条項を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

岩手県平泉町長

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>平泉町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、適切に児童手当及び特例給付(同法附則第2条に規定する特例給付をいう。)を支給しなければならない。</p> <p>児童手当及び特例給付(以下「児童手当等」という。)は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当等を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。</p> <p>平泉町は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、次に掲げる事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(1) 児童手当等の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 児童手当等の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3) 未支払の児童手当等の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4) 児童手当等の受給資格等に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 児童手当等の受給資格等に係る資料の提供等の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	(1) 児童手当システム (2) 団体内統合宛名システム (3) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 児童手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の56の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ア 番号法別表第二における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれている項(26、30及び87の項) イ 番号法別表第二における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれている項(74及び75の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二命令」という。) ア 別表第二命令における情報提供の根拠 第19条カ及び第44条カ イ 別表第二命令における情報照会の根拠 第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉課社会福祉係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5562

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月30日	I-7 請求先	総務企画課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111	まちづくり推進課情報施策係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5578	事後	
平成30年5月28日	表紙 評価書名	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成30年5月28日	I-1 ①事務の名称	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成30年5月28日	I-5 ②所属長の役職名	町民福祉課長 菅原 克義	課長	事後	
平成30年5月28日	I-7 連絡先	町民福祉課社会福祉係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-2111	町民福祉課社会福祉係 〒029-4192 平泉町平泉字志羅山45番地2 電話0191-46-5562	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年6月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年4月1日	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年6月25日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV-2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-3 特定個人情報の使用		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-5 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月25日	IV-8 監査		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月25日	IV-9 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	